

とこなめ陶の森資料館展示リニューアル基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

昭和56（1981）年に開館したとこなめ陶の森資料館（旧：常滑市民俗資料館）は、国指定重要有形民俗文化財である「常滑の陶器の生産用具及び製品」を中心に展示公開してきたが、開館後一度も展示リニューアルをしてこなかったことから、時代のニーズに合わないなど常滑焼の魅力が来館者に伝わりづらいことや安全対策を含めた施設・設備の老朽化も大きな課題となっている。

そこで、上記の課題を踏まえ、とこなめ陶の森資料館の展示リニューアルを実施していくため、平成30年5月に「とこなめ陶の森資料館展示リニューアル基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。本業務ではこの基本構想に基づき、展示基本設計を行うとともに、施設・設備改修への条件整理を行うことを目的とする。

2 業務概要

（1）業務名

とこなめ陶の森資料館展示リニューアル基本設計業務委託

（2）委託場所

常滑市瀬木町4丁目203番地

（3）業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

（4）履行期間

契約締結日から平成31年3月15日（金）まで

（5）提案限度額

8,704,800円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

本提案に応募できる者は、以下の要件を満たす法人その他の団体とする。

（1）参加表明書の提出期限において、次のア～オのいずれにも該当すること。なお、参加表明書の提出期限から受託候補者の特定・契約締結日までの間に次のア～オのいずれかに該当しないこととなった場合、申請は取り消されるものとする。

ア 常滑市の入札参加資格者名簿（平成30・31年度）の「業務（大分類）3．役務の提供等」－「営業種目（中分類）07．調査委託」、または同名簿の建設コンサル業務のうち「建築設計」に登載された者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

ウ 次の申立てがされていないこと。

a 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

b 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て

c 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て

- エ 「常滑市指名停止取扱要綱（平成20年4月1日施行）」による常滑市から指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月1日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (2) 過去10年以内に、国（公社及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体発注の国宝又は国指定重要文化財の適切な公開・収蔵機能を有する博物館のうち、展示延床面積が400㎡以上の展示設計業務の元請けとしての契約履行実績を有すること。なお、ここでいう博物館とは、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示第164号）第2条に定義される総合博物館又は人文系分野の博物館のいずれかに該当するものとする。

4 募集期間

平成30年5月10日（木）から平成30年6月14日（木）まで

5 実施するプロポーザル方式の型

公募型プロポーザル方式

6 受託候補者決定までのスケジュール（予定）

平成30年5月10日（木）	説明会、質問事項、参加表明書受付開始
平成30年5月15日（火）	説明会受付締切
平成30年5月17日（木）	説明会開催（午後2時）
平成30年5月24日（木）	参加表明書受付締切、質問事項受付締切
平成30年5月31日（木）	提案資格確認通知、提案書提出要請
平成30年5月31日（木）	質問事項回答
平成30年6月14日（木）	提案書受付締切
平成30年6月24日（日）	プレゼンテーション（審査委員会）
平成30年6月下旬	審査結果通知
平成30年7月中旬～下旬	契約

7 応募方法等

- (1) 説明会の開催 応募資格者を対象に説明会を開催するため、出席希望者は、事前に電子メールで連絡すること（出席は応募の必須条件ではないが、可能な限り出席すること）。また、1事業者5名までとする。
- ア 説明会開催日時 平成30年5月17日（木）午後2時（現地案内を含む）
- イ 説明会開催場所 とこなめ陶の森資料館 2階講座室
- ウ 説明会申込方法 平成30年5月15日（火）午後5時までに、とこなめ陶の森へ次のとおり電子メール（tounomori@city.tokoname.lg.jp）で行うこと。
- ・ 件名は「展示リニューアル説明会の参加」
 - ・ 貴社名、所属、参加者職・氏名を記載（5名まで）
 - ・ 連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）を記載（担当者）

エ その他 ※送信後、電話により到達確認をすること。(電話:0569-34-5290)
説明会当日は、基本構想及び本公募型プロポーザル実施要領等を持参すること。
説明会開催時に、収蔵資料の把握を目的に隣接する収蔵庫内の案内も予定している。

(2) 参加表明書の提出及び提案資格確認通知

提案書の提出を希望する者は、以下に示す書類を作成し、提出すること。

ア 提出書類 ①参加表明書(様式1-1)
②応募資格の実績を証明する書類(契約書及び履行を証明するもの(完了検査合格通知書など)の写し)
③参加表明者の概要がわかる資料(法人登記簿謄本の写し、会社のパンフレット)
※法人登記簿謄本の写しは、履歴事項全部証明とする。

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 平成30年5月24日(木)午後5時必着

エ 提出方法 持参もしくは郵送(配達証明に限る。)

オ 確認通知 平成30年5月31日(木)に参加表明書に記載の電子メールアドレス宛てに「提案資格確認通知書(様式1-2)」により通知する
※提案資格を有すると選定した事業者に対しては、「提案書提出要請通知書(様式2)」を上記通知書と合わせて送付する。

(3) 質問事項

本公募型プロポーザル実施要領に関する質問は、電子メール(tunomori@city.tokoname.lg.jp)で行うこととし、原則として個別対応はしない。

件名を「展示リニューアル質問事項」とし、質問事項(様式3)に記載し、平成30年5月24日(木)午後5時までに送信すること。

※送信後、電話により到達確認をすること。(電話:0569-34-5290)
なお、提出された質問事項への回答については、質問者を特定できないようにしたうえで全参加表明者に対し、5月31日(木)に電子メールで回答をする。評価基準、審査の詳細に関する質問事項は受け付けない。

(4) 提案書の提出

応募者は、次のとおり提案書を提出すること。

ア 提出書類 別添「提案書作成要領」に基づき、以下の書類等を提出すること。

①提案書(様式4) 1部

②様式5~様式8

③企画提案書I~V

④経費見積書

- ⑤上記①～④を電子データ化（PDFファイル）したものを格納したCD-R又はDVD-R
- イ 提出部数 12部（正本1部、副本11部）、CD-R又はDVD-R 1枚
※提案書（様式2）は正本にのみ添付すること。
- ウ 提出期限 平成30年6月14日（木）午後5時必着
- エ 提出方法 持参もしくは郵送（配達証明に限る。）

8 選考方法

- (1) 特定手順 提出された提案書は、常滑市が設置する審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションにより総合的に審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者として特定する。
なお、審査委員会は非公開とし、審査員及び審査の経過や結果など審査に関する問合せ・異議申立ては一切受け付けない。
- (2) プレゼンテーション（審査委員会）
- ア 開催日 平成30年6月24日（日）指定する時間
- イ 会場 となめ陶の森資料館 2階講座室
- ウ 資料 プレゼンテーションの資料は、提出した提案書の内容とし、追加資料の提出は認めない。提出した提案書によるプレゼンテーションとするが、スクリーン等を用いて、プレゼンテーションできるものとする。なお、プロジェクター、ノートパソコン、電源などは常滑市が用意する。プレゼンテーションに用いる機器等を持込にて使用する場合は、前日までに連絡すること。
- エ その他 会場への入室は、提案者1者につき4名までとする。
プレゼンテーションの時間は、20分以内とする。（その後質疑等有り）
- (3) 審査基準 審査は、別に定める審査基準に基づき、提案者の能力（実施体制、同種業務の実績等）及び提案内容（企画提案力、業務内容や趣旨などの理解、実現可能性、事業費の妥当性等）から総合的に評価する。各審査員の審査した得点について、最高得点と最低得点の採用はせず、残りの審査員の合計点の平均点（小数点第2位切捨）により、上位の者を最も優れた提案者とし、受託候補者として特定する。
また、審査結果の平均点が同点となった場合は、審査委員会で、協議のうえ決定する。
- (4) 審査結果 各提案者に対して「審査結果通知書（様式9）」により審査結果を通知する。また、受託候補者の特定結果については常滑市ホームページに掲載する。
- (5) 契約 審査の結果、最も優れた提案者として特定された受託候補者と契約に向けた仕様の調整や手続き等を経たうえで随意契約を行

う。なお、不調に終わった場合は、次点の提案者と交渉するものとする。

(6) 提案者が1者または該当者がいない場合

提案者が1者の場合でもプレゼンテーションを開催し、審査委員会にて採点を行い、基準（平均点が60点以上）を満たせば受託候補者として特定する。また、基準に満たない場合及び提案書の提出が無いなど該当者がいない場合は、再度募集を実施する。

9 その他の留意事項

関係法令を遵守すること。

提案書は1事業者1提案までとする。

参加表明及び提案書類等の作成費及び通信費、郵送料、プレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。

提出された書類は原則、返却しない。

提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

提出書類に虚偽があったとき、応募資格を満たさないことが判明したときは失格とする。

参加表明を取り下げる場合は、平成30年6月14日（木）午後5時までにとこなめ陶の森資料館へ電子メールで連絡をすること。様式は自由。

受託後の提案書に記載された実施体制（統括責任者、実務担当者等）の変更は原則認めない。

電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。

本プロポーザルに関する情報開示請求があった場合、常滑市情報公開条例に基づき、提案書類を公開することがある。

提案書及びこの事業における成果物は発注者の常滑市に帰属する。

常滑市（とこなめ陶の森）所蔵の資料や施設図面等については、別途問合せをすること。

本業務の受託者とは、今後発注予定の本展示リニューアルに係る展示実施設計業務委託について随意契約を行う予定である。ただし、展示実施設計業務委託に係る予算案が常滑市議会において議決された場合に限る。

10 提出先・問合せ先

〒479-0821 愛知県常滑市瀬木町4丁目203番地

常滑市環境経済部とこなめ陶の森資料館 担当：竹内・小栗

電 話：0569-34-5290

F A X：0569-34-6979

Eメール：tunomori@city.tokoname.lg.jp

※毎週月曜休館（月曜日が祝日の場合は、翌日が休館）